

「自由貿易国民」の興隆と解体（中）

—— F.トレントマン『自由貿易国民』（2008年）によせて ——

服 部 正 治

7. 関税改革運動開始以前にすでに政府の一部や実業界では、一方的自由貿易に対する疑念が生まれ、報復と相互主義的貿易外交を支持する動きが強まっていた。一方的で無差別のイギリス自由貿易システムにおいては、そもそも帝国内貿易と対諸外国貿易との間に区別はない。しかし、19世紀末からのカナダのフィールディング関税に見られる自治領の自立化とそこでの特恵供与の動きは、さらにドイツからのそれに対する報復措置の実施は、事態を変化させた。重要な輸出先市場であるイギリスは通商交渉において大きな交渉力を有するという認識は、当然に政府部内に存在した。さらに最恵国待遇の条件付き適用を実施する新たな大国アメリカの出現が、政府に対応の変化を迫った。

他方、実業界においても公正貿易の主張が一定の広がりを見せ、多くの商工会議所が相互主義、交渉、報復の方向に理解を示していた。ただし、それは包括的な保護主義を支持するものではなく、チェンバレンの包括的関税改革提案には反対の立場であった。一方的自由貿易を支持したのはマンチェスターら一部の商工会議所だけであったが、全体としてみれば各地の商工会議所内部の意見は分裂していた。シティもそうであった。シティのほとんどにとっては、チェンバレン提案は行き過ぎで支持できなかった。だが、あるシティ関係者が述べたように、「多くの者は [一方

的] 自由輸入論者 (free importers) ではない自由貿易論者 (free traders) であった」。つまり、イギリス市場への外国財の一方的で自由な輸入は外国市場からのイギリス財の締め出しを阻止できない、という現実のなかで、「報復はより自由な貿易 (freer trade) のための手段として正当化されうる」(pp. 150-1) という認識が力を増していた。しかしながら1906年総選挙においては、関税改革 vs. 自由貿易という二極化されたイデオロギー的対立の舞台が設定されて、結局は通商交渉というプランは犠牲にされたのであった。

さて、相互主義・報復は、単に「目には目を」という戦略を意味するものではない。それは、自由貿易が意味するところはなにかという原理上の根本問題を提起していた。すなわち、貿易の自由が補助金や奨励金によって人為的に支持された財の輸入を意味する場合には、それへの干渉が許容されるのか、また、貿易の自由とは公正な市場条件を創出する目的で、強者に対して弱者を保護するための干渉を許容するのか、という現在にまで引き続く問題である。

20世紀初頭に、こうした原理上の問題を体現した財が砂糖だった。19世紀初めには砂糖はサトウキビから作られる熱帯産品であったが、19世紀の終わりにはそれは甜菜糖から作られる温帯産品に代替されていた。ヴィクト

リア期には、西インド産砂糖は比較生産費説が典型的に妥当する財であったが、19世紀後半のロシア、ドイツでの補助金・奨励金付甜菜糖生産の増大によって大打撃を受けた。1840年には甜菜糖は世界砂糖生産の8%にすぎなかったが、1900年には65%を占めるに至った。この間に砂糖関税撤廃と特惠廃止によって、砂糖価格は五分の一に下落した。これが、自由貿易擁護キャンペーンでパンと並んで砂糖が取り上げられた背景でもあった。イギリスの消費者は補助金付砂糖の主要な受益者だったのである。1900年のイギリスの砂糖輸入の8割以上が甜菜糖であり、65%がドイツから来ていた。補助金付砂糖輸出を規制する国際会議が開催されたが、合意は得られなかった。自由貿易論者は最安価な財（その生産地、生産の様式を問わず）を購入する消費者の権利という論理を活用して、国際規制に反対しつづけた。

だが、カルテルの増大、輸出奨励金の横行、世界的な砂糖の過剰生産が進む中で、各国での対応に変化が生じた。特に、輸出奨励金はその増大競争を生み、輸出国での経済的負担は増すばかりだった。イギリスでも、1900年に商工会議所連合が奨励金付砂糖の輸入禁止の支持に転換した。帝国内ではインドが奨励金付砂糖の輸入に差別関税を課した。外務省も、奨励金付輸出に対する相殺関税やその輸入禁止は「自由貿易の真の原理に基づいて合理的であり正当である」（p. 157）という立場にたった。こうしたなか1902年にブラッセル砂糖会議が開かれ、イギリスを含め10カ国（ただしロシアは不参加）が輸出奨励金の段階的削減に合意した。ブラッセル協定は、より公正でバランスの取れた貿易環境の創出に成功したのである。

だが国際的成功は国内での支持を意味しなかった。自由貿易論者からのブラッセル協定批判が相次いだ。砂糖は「第一生活必需品」であり、「自由な朝食テーブル（free break-

fast table)」¹⁾に不可欠のものであり、西インドプランターの利益のためにイギリス消費者の利益が犠牲にされた、と批判された。さらに、イギリス議会の課税主権が砂糖協定会議という外国のコントロール（イギリス人1：外国人9）の下に置かれるという批判が、女性自由党連盟などからなされた。「安価・消費者民主主義・議会主権が一つになった」（p. 159）。結局、1906・1910年総選挙の結果、イギリス政府は同協定の廃棄を通告することになった。

さて皮肉なことに、関税改革運動を敗退に追い込んだもう一つの要因は帝国支持者から来た。エドワード期の帝国主義者のなかでは、「物質的利害からは自由な、信頼とモラルによって結合された帝国コミュニティ」（p. 162）を構想する理念が存在した。ところが、チェンバレンの植民地特惠と食料関税提案はこれと衝突した。チェンバレン提案が特惠対象財を限定していたことが、植民地間での不和を醸成した。カナダの小麦生産者は特惠の利益に与るが、インドの米生産者、オーストラリアの羊毛生産者には利益がなかった。またチェンバレンの構想が、明らかに植民地と母国間の農工分業を維持するものであったが故に、植民地からの反発も生まれていた。この結果、チェンバレンは自由帝国主義者とだけでなく、保守党の帝国主義者とも対抗しなければならなかった。結局チェンバレンの包括的保護主義 vs. 自由党の教条的自由貿易という対立のなかで、中道の道は除去された。この結果、最大の受益者となったのが自由貿易であった。

この場合関税改革への批判は、経済的コスト計算を超えたところから来た。ほとんどの自由貿易論者は、帝国の保持ならびに防衛に

1) 協同組合運動としては「『自由な朝食テーブル』は、安価なパンと同じく民主主義社会における譲ることのできない権利を代表した」（p. 232）。

関わる費用を負担する用意があった。関税改革が受け入れられないのはその経済的コストの故にではなくて、穀物の植民地特恵が「信頼 (trust)・公正 (fairness)・自由 (freedom)」に基づく帝国という理念と衝突したからである²⁾。現在われわれは、帝国と自由、自由貿易とフェア・トレードを相互排他的なものとして理解しているが、20世紀初頭の自由貿易を支持する帝国主義者の理念の中に、経済利益優先の商取引に対する「倫理的 (ethical) オールタナティブとしてのフェア・トレード という理念」(p. 165)の先駆を見ることも可能なのである³⁾。

- 2) マーシャル「国際貿易の財政政策に関する覚書 (1903年)」から次の言葉を引用しておく。「帝国統一は高遠な理想である。裕福なイギリス人のなかでそのための犠牲を少しも払うつもりのないものは、今の時代におよそふさわしいとは思えない。そしてイギリス人はどの階級にあってもその子孫に明確な責任を負うのだから、たとえごく貧しいイギリス人であっても、彼らの現在の犠牲が子孫にはもっと大きな国民的利益となって返ってくるという保証が得られるならば、こうした理想に到達するために少しでも貢献すべきであると要請されるのが当然であろう。……/……実のところ私には、この [チェンバレンの] 計画はイギリスと植民地の間の親善と帝国統一の真の精神を育むというよりは、両者の間の失望と摩擦をもたらすことになりそうに思える。そしてもし自己犠牲の精神ではなくて貪欲の精神に基づいて提案されるならば、この計画は他国のなかに憎悪の感情を生みだし、こうして、帝国統一よりもさらに高遠な理想であると思われるアングロ サクソンドム連合に向けての活動が可能となる日を先に延ばすであろう」(Marshall, Memorandum (1903), Keynes ed., *op. cit.*, 1926, pp. 416 7, 420. 服部・藤原訳, 前掲 (下)『立教経済学研究』48巻1号, 1994年, 87, 89-90ページ)。また服部『自由と保護』(前掲)第9章もみよ。
- 3) 「現代」社会をモラル・エコノミーと対立させて「道徳腐敗システム」と捉える見方を、トレントマンは批判する。市場 vs. 道徳といった

自由帝国主義者は、自由貿易が貨幣によって汚されることのない「帝国との信頼感情のための道徳的枠組み (moral framework)」を与えるという点を強調した (p. 166)。ここでは自由貿易の道徳的ビジョンを強調することで、帝国の正当性という意識が賦与された。こうして関税改革 vs. 自由貿易という論争は、物質的費用・利益という問題から、帝国の義務と感情という問題に移行した。そして「帝国の精神 (the Sprit of Empire)」と「商業の精神 (the Sprit of Commerce)」(p. 167)が対立させられ、自由貿易ではなくて関税改革が「商業の精神」を体現するものとされた。何故なのか？ チェンバレンの帝国特恵供与提案によって、高関税植民地は低関税植民地よりも大きな譲許を与え、また大きな特恵供与という利益を得ることが可能となり、こうして帝国全体が譲許と供与を競い合う商業市場に変身し、この結果かえって帝国の結束が崩壊されるという危険が生じたからである。別言すれば、関税改革は特恵の大きさという金銭問題を帝国の中に公然と持ち込んだのである⁴⁾。関税が億万長者と物質万能主義を生むと批判されたのと同じように、特恵は「正義と公平 (justice and equity)」(p. 171)という帝国の理念を腐敗させるも

二分法に基づいてフェア・トレードを論ずることは、歴史的にも政治的にも問題がある。これはポラニー (K. Polanyi) 『大転換』と共通する枠組みであるが、そうした二分法では、「グローバル化する商業と消費が現代性を通して道徳性を獲得する」ことを見落としてしまう。pp. 1094, 1097.

- 4) J. S. ニコルソンの『経済学原理』から次の言葉を引用しておく。「帝国の利点と恩恵を貨幣で測る方法は全面的に不適切であり間違っている。……帝国はその力を伸ばしてきたが、それは自由と生来の愛情が狭量な経済的利益にとって代わることを許されてきたからである」(J. S. Nicholson, *Principles of Political Economy*, Vol. 3, 1901, p. 425).

のと批判された⁵⁾。

さて、自由貿易主義を批判したのは関税改革論者だけではない。ホブソン (J. A. Hobson) から新自由主義者や結成間もない労働党も自由貿易を批判した。ホブソンにとっては、コブデンの抱いた、諸国民間の自由貿易を通じた世界平和の実現という理想は、諸個人間の財の自由な交換をその基礎におくものであったが、コンピネーション、トラスト、金融集団といった組織された事業集団が出現した現代においては、その妥当性に制約があることは明らかだった。しかも自由貿易論者は、諸国民間の自由貿易の利益にのみ焦点を当て、国内での所得の悪分配が過少消費と余剰資本をうみ、その捌け口としての外国領土の併合を志向する帝国主義を生んだことを無視する。自由貿易はこうした悪循環をむしろ強める、とホブソンは主張する。

だが、ホブソンのこうした自由貿易批判は、現代社会の新たな状況においては、個人の利益に基づくのではなく、組織的アプローチに基づく新たな自由貿易擁護論が必要であるという、いわばレバルの側からの自己批判という意味をもったと理解されるべきである。

5) ピグウの次の言葉を引用しておく。「[植民地との] 調和のために被った [特惠という] 経済的犠牲は、辛酸と争いという結果を生むだけに終わるであろう。そしてわれわれは、イギリスという名声への高遠な献身を、そのお金のあさましいぶん捕り合戦に変えてしまうような政策 [をとったこと] を悲哀にうち沈んで後悔することになるだろう。そして植民地とわれわれとの間の関係が墮落するという危険があるだけではない。金銭という有害な影響力がイギリス自身の社会生活をも腐敗させはじめるという、もう一つの恐れがある」(A. C. Pigou, *Free Trade and Its Critics*, *Fortnightly Review*, March 1903, pp.553-4)。

また p. 231 もみよ。特惠は物質主義的メンタリティを帝国関係の中に持ち込むことによって帝国のミッションを傷つけ、帝国に対する無関心を生む危険を孕んでいた。

そもそも、ホブソンは『帝国主義論』(1902年)では、外国貿易よりも国内市場の重要性を強調し、富の分配が均等に行われるならば、国内市場で生産され消費される富の量には自然資源と産業技術以外には限界がない、と主張していた。彼の問題点は、富の分配が均等に行われるための要件はなにかについての理論的立場が鮮明でないことだった。

したがって関税改革運動以降第一次大戦まで、ホブソンは政治状況に対応する形で、外国貿易・海外投資の意義を強調するようになる。彼のこの力点の変化は、理論的立場の変化ではなく政治的対応だった。1890年代における彼の投機的金融と貿易への批判は、攻撃的オープンドア政策を支持する自由党内での帝国主義的気運の高まりに対応したものであった。だがホブソンにとっては、チェンバレンはそれよりも危険な敵であった。すなわち、コブデン主義者は富の不平等な分配に対して盲目的であるが、保護主義者は過少消費を悪化させ、帝国主義を公然と奨励する。結局、ホブソンは自由貿易の投機的・帝国主義的病理を批判したが、自由貿易それ自体を批判したのではない。チェンバレンの挑戦が、純粋な自由貿易の意義をホブソンに再び強調させたのである。

ホブソンが自由貿易の意義を強調したのには、政治的理由だけではなく理念上の理由もあった。彼は、グローバル化の進行とともに現在の食料チェーンが長くなり、生産者と消費者の距離が広がっていることを認識していた。この距離に橋渡しをするものが貿易であった。貿易は国を越えたより高度な生活の享受という人類共通の目的を設定する。こうしたなかで、貿易という交通への制約は道徳的知的損害を人類にもたらすのであった。さらに、1908年に国際自由貿易会議と世界平和会議がともにロンドンで開催されたことが示すように、自由貿易に基づく国際主義と平和運動とが一体不可分のものであったことも重要

である⁶⁾。

さて自由貿易を批判したもう一つの勢力が労働党だった。労働運動と左翼の側では満場一致で関税改革に反対した。だが、関税改革批判は自由貿易支持とは同じではなかった。労働党指導者にとっては、関税改革が生計費を上昇させ、帝国主義を推進すると批判することは簡単だった。だが同時に自由貿易の下での貧困に焦点を当てることも重要であり、自由貿易による低価格が安価な労働をもたらすことも明らかであった。さらに、外国の苦汗労働によって生産された財の輸入と外国人労働者の流入は国内の失業と低賃金をもたらす要因であった。TUC (the Trades Union Congress) は1898年に、外国の奨励金に対抗して「自らを保護する」必要を主張していた⁷⁾。

6) ホブソンは、1908年8月初旬に開かれた国際自由貿易会議でこう述べた。「私は先週開かれた世界平和会議でも同じ感情を抱いた。すなわち、公平と諸国の親善とに対する[自由貿易の]ロジックとアピールがこれほど強固で絶対的で完璧なものであるが故に、こうした力が国際的文明化の進歩においてその目的を十分に達成していないのはどうしてなのか、と」(Cobden Club, *Report of the Proceedings of the International Free Trade Congress*, 1908, pp. 401 2)。

7) p. 77では、こうした労働党の自由貿易批判が、富 (wealth) から福祉 (welfare) へのシフトとして整理されている。そして富から福祉へのシフトは、「自由」の再解釈を伴った。

「市場と競争に内在する悪は、それがニーズを充たさないとすることではなくて、それが個人とコミュニティの利害に反するようなニーズを誘発することにあった。そして根本的には、このプロセスは市民社会それ自体への脅威と理解された。というのは、この過程において、『労働者の個性』が『隷属と現代個人主義の機械的性格』[スノーデンの言葉] によって破壊されるからである。「自由」は「完全雇用・健康・生活手段への平等なアクセス」が伴わなければ無意味だ、と宣言されたのである (p. 83)。

さらにスノーデン (P. Snowden) の主張のように、労働党内には、今後の世界は原材料産出地に製造業が立地する傾向が強まり、その結果イギリス製造業拡大の見通しは暗く、製造品輸出は「もう20年の命」だという見方が存在した。スノーデンはクロポトキン (Peter Kropotkin) の思想的影響の下で、土地国有化と「自給自足国民」化こそが国民救済の唯一の道だ (p. 180)、と宣言していた。こうした主張が自由貿易に基づく国際分業論と衝突することは明らかである⁸⁾。

だが、保守党 vs. 自由党という大きな政治状況の中で、労働党指導部は自由党の自由貿易キャンペーンに対する同感的中立の立場をとり、1906年以降は両者の間に「進歩的同盟」が行われた。労働党にとっては、自由貿易の弊害を批判することと、自由貿易を批判して保護主義者に勝利を納めさせることとは、まったくの別問題だった。自由帝国主義者においてもそうであったが、労働党指導者においても「倫理が経済に勝った」(p. 183)。労働党指導者は費用便益計算よりも、政治的伝統と国際的モラルに従った。ケア・ハーディ (Keir Hardie) やマクドナルドは有力な国

8) スノーデンは「比較利益と国際分業というパラダイムを拒否した」。また「労働党は、コブデンの国際的特化の夢とは対照的に、国民的規制による自給自足体制に期待をかけた」。労働党は、工業と農業の生産諸力の相互依存に基づくバランスのとれた経済を創造することによって、「工業化の人的コスト、すなわち、死に物狂いの競争的資本主義、空費、スラム、貧困」という産業社会の病理の克服を目指した。

トレントマンは社会主義と新重商主義を、帝国主義の時代における産業社会の危機に対する双子の対応と見ている。チェンバレンの構想は、農業植民地と中枢イギリス工業との間の国内分業の固定化という楽観論であったが、労働党のそれは帝国内での自給自足ではなくて国内でのそれであった (pp. 78 82, 85 6)。ただし1920年代にはこうした主張は変化することになる。注22) をみよ。

際平和友好活動家であり、彼らのこうした活動がホブソンら自由貿易を支持するリベラル国際主義者との架け橋となった。

こうしてみると、逆説的だが、「チェンバレンは自由貿易にとって最高の賜物であった」⁹⁾。自由貿易がもたらすグローバリゼーションに対する信頼は、政界、実業界、労働運動において着実に減退しつつあった。自由貿易の余命は幾ばくもないと思われた。だがチェンバレンの関税改革運動によって、全般的関税プラス帝国特惠 vs. 大衆的自由貿易の安価なパンという形で政策選択は二者択一化された。相互主義の必要を感じていた政治家や実業界の人々は、また自給自足の拡大を夢想していた労働党も、一方の側につくことを強いられた。20世紀初頭の自由貿易の勝利を、グローバル化への手放しの支持と理解しては間違いである。自由貿易はその強さを、帝国主義的感情と国際主義とに対する適応能力から引出した。そこでは「倫理は経済よりも大事であった」(p. 185)。

8. 1912年12月に保守党党首ボナ・ロウ(Bonar Law)は党の綱領から食料関税を取り下げた。関税改革運動は正式に敗北した。自由貿易の勝利は確定し、コブデンの夢は実現するかに見えた。だが第一次大戦とともにその夢は潰えた。チェンバレンの関税改革運動を葬り去った「自律性、公衆道徳、社会的責任」を備えた「市民・消費者」は、戦争がもたらす食料の欠乏の中で、自由貿易への批判を噴出させることになる。

9) 「関税改革が政治の地平へ到来したことがビジネス・ポリティクスの活動を不能にした。…… [チェンバレンの] 関税改革 (tariff reform) は [より広範な] フィスカル・リフォーム (fiscal reform) を求める動きを強めるどころか弱めた。自由貿易はチェンバレンにも拘わらずではなくて、チェンバレンの故に生き残った」(p. 1019)。

大戦開始後2年間、政府は食料統制を求め労働者、消費者の声を無視した。労働党、労働組合、女性労働同盟、協同組合を糾合した戦時非常事態労働者国民委員会 (War Emergency Workers' National Committee) は1914年8月には、消費者協議会 (Consumers Council) の設置、最高価格制度導入、政府による食料購入・分配の管理を、さらに9月には貨物運送の国家支配、ミルクの自治体コントロール、授乳中の母親への無料ミルクの配給を要求した。他方、アスキス (H. Asquith, 自由党) 率いる連立内閣は、食料節約キャンペーンをはじめとするボランタリズムと愛国心に依拠する自己犠牲に訴える対応にとどまった。消費者協同組合が戦争中に会員数を大幅に拡大したにもかかわらず、政府は当初、組織された消費者を取り込んで戦時食料問題に対処しようとはしなかったのである。

だが1916・17年にこうした状況は変化し始めた。16年夏には食料価格は戦前の1.6倍、17年夏には2倍以上になった。牛肉・パン・バター・ミルクの価格は、オーストリアを除いてイギリスの上昇率が最も高かった。とくに、食料を求める行列が、また高価格に対する労働者の抗議運動が軍事活動の妨げになりはじめた。労働者大衆は法外な食料価格の犠牲になっているとの意識が広まり、また労働者居住地区だけどうして食料を求める行列が長いのか、兵士が戦場で命を賭しているのに食料不当利得者が兵士の妻から盗みを働いている、といった批判が現れた。協同組合活動家は国家の中立性に疑念を抱きはじめた。

こうしたなかで政府は1917年後半から方針を転換した。その象徴が第2代食糧庁長官ロンドンダ卿 (Lord Rhondda) の任命であった。彼は、問題への対処のために固定価格と正当な利潤のみの許容とによる消費者保護を主張した。さらに彼は食糧庁を強化し、国家コントロールを増強した。17年春には農産物価格

保証と農業賃金保証が行われた。17年9月には5000万ポンドの小麦粉補助金が与えられ安価な(9ペンスの)パンが販売され、肉の小売価格のコントロールも行われた。不当利得者の取り締まりも強化された。こうして終戦時にはイギリスで消費される食料の94%が最高価格に服していた。ロンダは、消費者を政府部局に取り込むことを宣言した。1918年1月政府は消費者協議会を設置した。消費者協議会には協同組合・労働組合・女性産業組織の各代表、さらには未組織消費者代表が含まれた。協議会は、形式的にはアドバイザリ団体ではあったが、食糧庁を消費者、労働団体に結び付け、国家の食料政策に正当性を与える上で重要な役割を果たした。ロンダは、古いベラルの原理は開戦後3年で役目を終えたと明言した。1917-18年の冬には食料を求める未曾有の行列が各地でできたが、18年2月の肉の配給制度導入、7月の全般的食料配給制度の導入によって行列はなくなった。価格の高騰も抑えられた。

さて消費者協議会が調査のなかで発見した最も重要なことは「ミルク飢饉」であった。ミルクは不足し、高価で、そして汚染されていた。規制のないトレードがいかに「不公正と排除 (unfairness and exclusion)」(p. 200)を生むかが明らかになった。ミルク生産量は1918年には戦前の8割以下に減少していた。絶対的な供給減少に加えて、不平等な分配が労働者に「ミルク飢饉」をもたらした。多くの人々は、1人1日四分の一パイント(=143cc)以下しかミルクを飲めなかった。ロンドンでの1人当たりミルク消費量はニューヨーク、パリの半分だった。しかもイギリスではアメリカとは反対に、貧しい地域でのミルク消費は富裕な地域でのそれよりもはるかに少なく、都市の貧民はミルクをほとんど消費せず、それが栄養不足、幼児の病気を死を生んでいた。

乳牛の食肉としての販売を防止するために

はミルク価格引き上げが唯一の方策であり、政府は1917年、18年とミルクの最高価格を引き上げ、戦前の2倍以上とした。ミルク価格引き上げが消費者の反乱と不当利得黙認という非難とを生むことを恐れて、政府は消費者協議会に価格決定と分配に関する調査権限を与えた。消費者協議会を介することで、政府の価格決定政策に民主主義的正当性という体裁を与えようとしたのである。消費者協議会の調査で、ミルクの流通プロセスがいかに長く分散的であるかが、また瓶詰めや低温殺菌処理が他国に比して遅れ、ミルクの品質が劣悪であるかが明らかになった。ある地方の医療職員は、ミルクは「大量の乳牛の糞とその他の塵」で汚染されていると語った (p. 203)。消費者協議会は政府によるミルク事業の永続的コントロールを提案した。品質の等級制導入、分配の中央集中化、貧民・幼児・母親へのミルク補助などがその中身であった。これに応じて、ミルク統制局が設置された。1918年には、国家がミルクの卸売事業全体を管理する所まで進んだ。

ミルクをめぐる消費者運動は新たな展開をみせた。1918年末にはミルクの高価格に抗議して、不当利得者の計画を挫くために「ボイコットとバイコット (boycotts and buy-cotts)」戦術が取られた。これは「新たな形の大衆消費者ポリティクス」というべきものであった。消費者協議会は「消費者の権利、社会正義、政治的正当性」(p. 204)といった根本的問題を提起した。消費者はもはや自由貿易による保護の対象としての存在だけではなかったし、自由貿易によって保護が可能かどうかも怪しかった。ミルク飢饉の経験から、ミルク供給に対する国家コントロールと消費者への権限賦与とがなにより必要であった。こうして「ミルクはフード・システムのいっそう革新的な改革のための第一歩となった」(p. 205)。革新的という意味は、ミルクという人々に不可欠な食財の「公正な価格

(fair price)』を決定する権限をもつのは、市場なのか、国家なのか、(組織された)消費者なのかという深遠な問題を提起した、ということである¹⁰⁾。

ミルクの高価格をうむ不当利得が特定地域に限られていることが、調査の中で明らかになった。ミルクは国産品であり、問題の原因が国内供給体制にあることは明白だった。不当利得に対する批判は、それをもたらすトラスト・企業連合の経済力に対する疑念をも生んだ。さらにミルクを超えて、アメリカ食肉トラストの巨大な市場支配力は自由貿易への信頼を掘崩すことになった。一体、トラストと企業連合による市場支配の下で、自由な交換は安価を保証するのか。自由貿易は消費者を保護するのではなくて、消費者をトラストの餌食にするだけではないか。大戦後に設置されたトラスト調査委員会議長マカーディ(C. McCurdy, 自由党)は、大トラストは「自由競争という経済時代の幕を下した」、そして輸入食料に対してドアを開放するだけでは食料供給問題の解決にはならないと主張し、大戦後の世界的食料不足への懸念を表明した。こうした主張が意味するのは、「安定的な価格と安全な供給 (stable prices and secure supplies) は安価より大事である」(p. 209)ということであった。

戦争中のミルクに対する関心の高まりは、白いパンからミルクへという、「食料の価値 (food value)」(p. 213) 意識の変化に基づいていた。そしてそれは、ビタミンを始めとする栄養学に基づく知識の普及と大衆の食生活変容とを反映するものであった。安価を保

証する自由貿易に対する国民大衆の崇拜は、パン・砂糖・ジャガイモというイギリスの支配的な食生活に合致したものだ。大戦前には、労働者家庭は平均して収入の50~60%を食費に費やし、男性は週に7ポンド(1日当たり454g)のパンを消費していた。1880年代から食料改革論者は白パンの諸問題——小麦粉の漂白、胚芽の除去など——を指摘し、黒パンの栄養的優位を主張していたが、すでに述べたように黒パンは貧困と墮落の象徴とされていた。だが戦中戦後期に白パンの文化的意義の低下をもたらしたものは、国民の食生活の変化と戦時の特殊事情であった。

食費の中での穀物に対する支出は減少し、そのなかでもパン消費は減り、フレークなどの新しい朝食用穀類の消費が増大した。ホヴィス (Hovis) に代表される黒パンの再ブランド化も進んだ。また戦時中の輸入小麦の減少は、これまで製粉過程で処分され家畜の飼料とされていた小麦胚芽の使用比率を高めることを強要した。その代表例は、戦争の最終年に行われた「スペシャル・パン」の実験である。胚芽の使用比率を高めた小麦粉と少量のトウモロコシ・米とのブレンドパンを消費者に食べさせた結果は良好だった。さらに協同組合運動は漂白小麦粉の有害さを訴えて「交ぜ物のない食料 (Food Purity)」(p. 216) キャンペーンを行うとともに、1912年に発見されたビタミンの意義を消費者に教育し、組合が製粉した麸入りの全粒パンの消費をすすめた。

こうして戦争の中で、安価な白パンに与えられていた象徴的なステータスが変化した。安価な白パンは、自由貿易 vs. 関税改革論者の時のような、社会的インタレストの具象化ではもはやなくなった。そして1929年の世界恐慌時には、自由貿易を支持した女性協同組合活動家は、パンを社会的関心の対象として運動を高揚させることがいかに困難であるかを告白せざるをえなかった。自由貿易にとっ

10) 消費者は「公正な価格」を持つ権利があるという観念は、18世紀のモラル・エコノミーのオオム返しではなかった。「それは今や、価格決定メカニズムと利潤とに関するより大きな透明性を確保するために、永続的コントロールと経済的意思決定への消費者代表とが必要であるという要求と直接に結合された」(p. 146)。

てもっとも価値ある「肖像 (icon)」は失われたのであった。

さて黒パンは白パンの地位に取って代わることはできなかったが、交ぜ物のない清潔なミルクは白パンの地位に近づき、社会的ステイメンシップのシンボルとなった。それは母乳の豊穡さに連想され、生命のネクテルとみなされた。だが現実にはミルクは汚染されており高価であった。希釈や染色もあった。戦前にはミルクの安全を確保するための規制はなかった。だが戦争が、消費者の権利・社会正義をめぐる運動に火をつけた。1915年に女性協同ギルドは働く女性の劣悪な生活状態——新鮮なミルク、食料、援助の不足を世に知らしめた。同年 National Clean Milk Society が設立され、ロンドンのミルクがニューヨークの最低等級ミルクの10倍もの細菌を含んでいることを明らかにした。汚染ミルクの危険を知らせ安全なミルクを求める運動が、さまざまな宣伝媒体を使って展開された。そこでは、上に述べたように、安全と安定した価格を保証するためのミルク供給のコントロールが、消費者ポリティクスの合い言葉になった。さらに栄養学の新知識の普及——ミルクはビタミン ABC を含む不可欠の飲料である——を通じて、消費者運動はミルクの供給システムの改革に大きな影響力を与えた。

以上の、戦時中のミルクに与えられた、安価なパンとは異なる新しい社会的ステイタスはなにを意味するのか。それは、価格が品質・安全に対しては副次的なものになったということである。「ビタミンの発見は、食料価格がもはや社会的なウェルフェアの指標ではないことを意味した」¹¹⁾。自由貿易は消費者

に安価を維持することによって、必需品への公正なアクセスを約束していた。「だが今や問題なのは、食料の価格がどれだけかではなくて、食料の中身 [= 栄養] はなにかであった」。ビタミンの発見と汚染食料の知識は、大衆の注意を「飢えから隠された飢餓へと、すなわち栄養不足 (from starvation towards hidden hunger : malnutrition)」(p. 220) へと向けさせた。そして戦間期には、労働党や消費者運動のなかで、基礎的食料価値への権限という意識が強まり、安全な食料と価格コントロールとが獲得目標となった。戦間期を特徴づける、ミルクは強壮な身体をつくり美容に良い、「ミルクはイギリスの屋台骨」(p. 221) というキャンペーンはその現われであった。白いパン、黒いパンの代わりに、食料は今やその構成栄養素で表示された。

さて1923年12月に保守党 S. ボールドウィン (Stanley Baldwin) は、関税問題を争点にして総選挙に踏み切った。その結果は、労働党・自由党の議席拡大 (労働党は47議席、自由党は43議席拡大でそれぞれ191議席、158議席に) と保守党の敗北 (88議席減の258議席に) であった。だが、自由党の勝利は全くの一過性だった。翌24年10月に初代労働党首相 J. R. マクドナルドの下で行われた総選挙では保守党が圧勝し、自由党は100議席以上を減らす惨敗で40議席に、労働党は151議席に減少した。自由党はその後、以前の議席を回復することはなかった。1923年総選挙は関税改革への反対を明確に表明したが、自由貿易を支持したものではない。自由貿易に対する信頼の減退という大戦以降の底流は継続していた。そして選挙が示した一つのシグナルは、大衆の友としての自由党と労働党のポジションの逆転だった。自由党は、社会主義と

11) 「栄養学はフード・ポリティクスに対して活動的な国際的活力を挿入した。食料はもはや文明の程度のちがいを示す指標であることを、すなわち戦前の白パンと黒パンとの対照のように国民的アイデンティティのシンボルであることをやめて、最適な健康にとって必要な普遍的に

適用可能な標準をもつ不可欠な財となった。別言すると、それぞれの社会は同一の普遍的分析の枠組のなかの一部になった」(1, pp. 29-30) のである。

保守主義と闘うことを公約するが、自由貿易を日常生活の諸課題とは切り離された一般の問題として擁護するだけの既成政党になった、と大衆の眼には映った。一方、労働党や協同組合の候補者の多くは、関税問題が争点とされたにもかかわらずもはや自由貿易に言及することすらせず、その代わりに失業・公共事業計画・公衆衛生について語った。労働党候補者が訴えたのは、現在のシステムの下では労働者・消費者は保護によっても自由貿易によっても強奪されること、そして自由貿易の下では高い失業と（不当利得者の跋扈による）高い生活費とによって二重の負担を負うこと、であった。

1920年11月に戦前の3倍というピークを記録した後、物価水準は22年2月には戦前の1.5倍にまで急落した。その後もデフレ傾向は続き25年の旧平価での金本位復帰を迎えることになるが、パン・ミルク・肉の高価格への批判はやまなかった。不当利得による価格引き上げが存続したのである。1925年の王立食料価格委員会は、小麦の国際価格低下を反映せずにパンの小売価格が高く設定され、消費者が犠牲にされていることを指摘した。「公式には自由貿易にもかかわらず、安価なパンではなかった」のである。こうした中、「公正で安定的な価格 (fair and stable prices)」というスローガンを掲げて闘い、勢力を拡大したのが労働党女性部局の大衆運動であった。彼女たちは20年代を通じて自由貿易と競争的市場とを強く批判した。さらに国際的にも、国際トラストならびに規制のない貿易がもたらす浪費と飢餓への批判が強まった。自由党も保守党もともに、人類のニーズの上に利潤を置くという「非キリスト教的貿易システム」(p. 228) を支持していると非難された。労働党女性会議では、自由貿易に代って、自治領や他の生産国からの小麦大量買い付け制度の導入、国家小麦局の設置、希少資源調整を目指す国際組織の制度化を求める声が日常化

していた。

9. 自由貿易に対する消費者レベルでの不信は、労働党や協同組合運動だけのものではなかった。1920年代には、保守党からも帝国市民としての（特に中流階級以上の）消費者意識を前面にだす Buy British, Buy Empire Goods 運動が組織化されて、いわば両面から自由貿易への不信が強まったのである。これは、従来は主に生産者の利益を語ってきた保守党の大衆運動レベルでのウイングの拡張でもあった。保守党が組織した帝国主義的消費者運動は、帝国特惠関税とは別個の次で、消費者自らの意志による帝国財購入という選択を通じて帝国全体の発展を支えようとした。

第一次大戦前に組織された主に上流階級の女性運動とは違って、戦後は中流階級の女性を中心として、アメリカ大衆文化の腐敗的影響力の侵入を阻止する文化的保護主義運動と Buy British, Buy Empire Goods 運動が開かれた。1922年に開始された帝国記念日（5月24日）を祝う帝国ショッピング週間は20年代に一気に全国に広まった。帝国産品の販売、帝国野外劇、帝国ディナー、帝国ブディング・コンテストなどがさまざまな情報・マスコミ手段を駆使して展開された。「英国 [帝国を含む] 財を買って失業と税を減らそう」(p. 230) がスローガンとなった。こうした草の根消費者帝国主義は中流階級の保守党女性組織の急成長を伴った。1924 5年にかけて Wembley で開かれた「ミニチュア帝国展」には延べ3000万人——ちなみに、1925年の大ブリテンの人口は4380万人——が訪れ、多種多様な帝国財を見聞し、帝国食財の最新調理法を学んだ。帝国財消費による、帝国生産者に対するイギリス本国からのケア (caring) という意識は、家庭での母親としてのケアの帝国への拡張という一面をもち、現代につながる国際的フェア・トレード運動の先駆と位置づけることもできる。彼女たち

は、帝国財購入によって帝国建設者としての義務を果たすことを通じて、帝国と連帯することを重視した¹²⁾。ただしここでの帝国の範囲が、インド農民やカリブ諸国のサトウキビ生産者ではなくてカナダやケニアの白人農業者、つまり自治領のアングロサクソンの子孫への連帯であったことを忘れてはならない。Buy British, Buy Empire Goods 運動は「倫理的消費者主義の展開に対して帝国という偏りを与えた」(pp. 234-5)のである。

こうした運動を制度的に支えたのが、1925年に設置された帝国マーケティング局 (the Empire Marketing Board) だった。関税を争点とした23年総選挙での敗北によって、保守党は帝国特惠関税ではなくて、帝国発展のための広報、マスコミ (ポスター、映画、学校への帝国小説の寄贈、店舗での展示など) に力を入れた。帝国マーケティング局を指導したのが植民地・自治領大臣エイメリー (Leopold Amery) だった¹³⁾。エイメリーは

21歳以上の両性平等の選挙権を得た女性を前に、購買行為の意義を選挙での投票と結び付けて強調してみせた。すなわち、財の購買者が「最終的には労働の真の雇用者である。... 購買者はその購買のたびにあれこれの仕方での雇用が発生するのをどこにするかを明確に決定する投票をしているのだ」、政治への投票よりも「[購買という] 投票はつねにその明確な影響力を持っている」(p. 238)、と。こうした、消費者は自らの自発的購買を通じて国内・帝国生産者を援助することができるという立論は、消費者自身の行為で不当利得をさえ阻止できる (= 不当に高い価格では購入しない) から、労働党や協同組合の主張とは違って、国家の役割はトレードに口を出すのではなくて、消費者に対する情報の提供と違反者の監視とで十分だという主張にまですずんだ。こうして保守党は1920年代に至って、一方では、世紀初頭において自由党がほぼ独占していた消費者大衆への支援者というポジションを侵食しつつ、他方では、労働党の価格コントロールと消費者協議会の構想とに対抗しつつ、自らを新たな (特に中流階級以上の、購買行為を通じて自らの力を確証する) 消費者大衆の代弁者として位置づけることに成功したのであった。

12) 「Buy Empire Goods キャンペーンは、当時のグローバルなフード・システムの最も離れた空間的、経済的、感情的な距離に架橋した。それは..... 中枢と遠くに散らばった自治植民地との間の [倫理的] つながりを育てることによって、一つのコミュニティを建設することを目指した」。それは「『帝国フェア・トレード』をめざす大衆運動」であった (pp. 1080, 1084)。

13) エイメリーの帝国構想については、服部正治「L. S. エイメリーの帝国構想 (上・下)」『立教経済学研究』52巻2, 3号, 1998, 99年, また服部「帝国統合構想の破綻」(服部正治・西沢保編『イギリス100年の政治経済学』ミネルヴァ書房, 1999年, 所収) をみよ。エイメリーは帝国マーケティング局の任務についてこう書いている。「われわれの仕事は、特定の帝国産品を宣伝したり自治領の広報活動と競合したりすることではなかった。われわれの仕事は、こうした特定の努力を支援することになる心理的バックグラウンドを創出することだった。われわれが宣伝しようとしたことは、帝国の生産と購買という思想、すなわち協同事業としての帝国 (the Empire as a co-operative venture) と

いう思想であった」(L. S. Amery, *My Political Life*, Vol. 2, 1953, pp. 351-2)。

1926年に制定された商標法 (Merchandise Marks Act) は、国産・帝国産品と外国産品とを区別するものであった。同法についてのフランス人ジャーナリストの言葉を引用しておく。同法によると「外国産品はイギリスに輸入される時か小売される時かのいずれかに、原産国の商標をつけなければならない。同じ考え方で Buy British Goods キャンペーンが行われている。それは、消費者に対して単に英国人だから英国品を買えと奨励している。これら全ては偽装された形の保護である」(Andre Siegfried, *England's Crisis*, translated by H.H. and D. Hemming, 1931, p. 171. 早坂二郎訳『英国の危機』1931年, 214ページ。訳文は変更)。

こうして自由貿易に対する消費者からの支持は、労働党ならびに保守党のそれぞれが組織する運動によって、いわば両方から掘崩されたのであった。

10. 第一次大戦は自由貿易に対するもう一つの挑戦を生んだ。国際的ルールと国際的制度とによる市場の規制を求める「新国際主義 (new internationalism)」の台頭がそれである。大戦中に連国内の様々な行政組織に関わり、戦後は国際連盟を支持した新国際主義者たちは、トラストやカルテルといった経済のグローバル化を推進する諸力の存在を前提にして、市場を規制する国際的ルールと国民国家を超える国際的制度との創設を訴え、「安価と交換の自由」ではなくて「安定と調整 (stability and coordination)」(p. 267) を新しいスローガンとした。

大戦中に広く引用された格言は、国防は富裕より重要という、アダム・スミス (Adam Smith) 『国富論』の言葉だった。当時なお自由貿易連合のセクレタリであった A. モンド (Alfred Mond) も1916年に、こうしたスミスの洞察を理解しない自由党の同僚を批判した。また1887年に自らが序文と注をつけた『国富論』を出版し、1903年にチェンバレンを批判するエコノミスト宣言にマーシャル、ピグウらとともに名を連ね、自由貿易支持の立場をとった J. S. ニコルソンも、この格言に明瞭な賛意を表明した¹⁴⁾。開戦後直ちに、貿易によるドイツの「平和的侵入」への懸念が高まった。1915年にはマッケンナ (McKe-

14) そもそもニコルソンにおいては、国民的利益が目的で自由貿易はそれを効果的に実現するための手段であった。状況が変わって、純然たる自由貿易では国民的、また帝国の利益が図れなくなった場合には、手段の変更への道は閉ざされていなかった。服部「J. S. ニコルソンの帝国主義の経済学」『立教経済学研究』45巻4号、1992年をみよ。

enna) 関税——自動車、楽器など奢侈品への33.3%の関税賦課——が制定された。また16年には連合国内の経済会議が開かれ、大戦後のドイツに対する最恵国待遇の留保、戦後期の防衛と安全に不可欠なキイ材料の自国での保持が決議された¹⁵⁾。パリ会議の決議自体の実効性は後の展開からみれば疑わしかったが、自由貿易ならびに保護主義の両陣営に対して大きなインパクトを与えた。ホブソンは開戦後の一連の動きを「新保護主義」と呼び、パリ決議に参加した自由党から離脱した¹⁶⁾。

パリ決議に反対する自由貿易陣営の運動が各地で展開された。「平和・自由貿易・諸国民の親善」vs. 「帝国主義・徴兵・関税」(p. 251) という宣伝がなされ、戦争気分を商業問題に持ち込むことが批判され、武器による戦争の後の経済戦争は国際連盟構想を崩壊させると主張された。だが、自由貿易陣営の大

15) ニコルソンは「パリ経済会議」(1916年)という論説でこう論じた。「以前の古い議論の大部分は強調点の再調整が必要である。再調整は、戦前の自由貿易論者にとってもまた戦前の関税改革論者にとっても必要である」。スミスは、自由貿易システムのあらゆる部分において原則が例外に譲歩しなければならない場合を認めていたが、現在の戦争はスミスが認めた例外が決定的に重要であることを示した。「真理はこうだ。戦争は戦前の思考方法が適切でない状況を明らかにし、また創出したのである」(J. S. Nicholson, *War Finance*, 1917, pp. 379-80)。また服部「J. S. ニコルソンにおける自由貿易と保護と帝国」(平井俊顕・深貝保則編『市場社会の検証』ミネルヴァ書房、1993年、所収)もみよ。

16) ホブソンの『新保護主義』から次の言葉を引用しておく。「報告 [パリ会議決議] のどこにも、関税、輸出税、航海法、金融ボイコット、その他特定の保護主義策といった方策を採用するという明確な合意はないが、報告が指示する政策はこうした方策の採用を明らかに含み、また実際にそれを要求するものである」(J. A. Hobson, *The New Protectionism*, 1916, pp. xiv-xv)。

衆運動は、1918年以降は鳴りをひそめてしまった。ロイド・ジョージ連立内閣は植民地特惠を含む部分的保護主義策を受け入れていたし、1918年総選挙では彼と連立自由党はアンチ・ダンピング策への支持を公約し、キイ産業保護関税も導入された。だが「それに抗議する自由貿易陣営の大衆集会はなかった」（p. 254）。自由貿易連合は弱体化し、コブデン・クラブでも退会者が相次いだ。連立内閣自由党と W. ハーストラ自由貿易論者との亀裂は修復不能なまで広がった。チェンバレンの関税改革運動との戦いではその最前線に立った C. マニー（Chiozza Money）も今や、自らを「最新の自由貿易論者（modern Free Trader）」と称し、キイ産業の保持、農業の公的コントロール、帝国資源の調整といった一連の方策による「国内帝国内資源の開発国家」（p. 257）の必要を説き、時代遅れの自由貿易理念を擁護する古い自由党を批判することになった。

さらに大戦は、通商政策を越えて「国家と市民社会に関する知的環境の変化」を生み、その中で「グローバル・ガバナンス」（p. 259）という革新的ビジョンが生成していた。ドイツの潜水艦作戦は、連合船舶の合同管理の必要をもたらした。それを担ったのが、連合船舶輸送協議会と執行機関（the Allied Maritime Transport Council, Executive）であった。この組織は大戦終結時には世界船舶の90%以上をコントロールし、連合国間の食料・原材料のフローの調整に当たった。ここで大事なことは船舶の国旗ではなくて、何が連合国の目的に最も適うのかであった。この組織は戦後解体されるが、そこでの経験は戦後世界秩序のプロトタイプを形成した。大戦中にこうした組織に関与したツィマーン（A. Zimmern）、サルター（A. Salter）、ロイド（E. M. H. Lloyd）ら新国際主義の新生代が、「調整（coordination）」を中心とする国際関係の新パラダイムを打ち立てた。彼

らは大戦の反省から、過度に中央集権化した国民国家から離れた、しかしコスモポリタンの世界国家ではない、ローカルな市民社会と国際的統治機構とが「調整」によって直接に結合するシステムを構想した¹⁷⁾。

こうした立場から見れば、「一方的自由貿易は、一種のグローバルな階級ポリティクス」（p. 264）であり、強者の圧迫のもとで弱者の自由を制限するものであった。そうなるのは、現代世界では経済はますますグローバル化し相互依存を強めているのに、政治的統一化が伴わず、政治が未だ国民ならびに帝国という単位の中に閉じ込められているからである。ツィマーンとグリーンウッド（A. Greenwood）は1917～18年に一連の論説を発表したが、それは「自由貿易国際主義に対する正面からの攻撃であった」（p. 265）。関税の廃止は世界平和を実現していない、また途上国や自治領が自国の社会発展の手段として保護主義を採用するのは当然なのだ。政治は国際的経済関係をその中に取り込まねばならない。そしてこうした立場から見れば、「コブデンは……国際的デモクラシーにとって危険でさえあった」（p. 266）。コブデンの言う諸利害の自然的調和という主張は、諸利害間の対立を生む数多くの原因を無視する結果になる。「われわれは、平和を確保しようとするなら、平和を組織しなければならない」（p. 267）。

ロイドはこう主張した。自由貿易と自由な市場がもたらす景気変動は、至る所で「文明生活の基礎」を脅威にさらした。安価は消費

17) 「新国際主義において特徴的なことは、それが、諸国家間の無差別というネガティブで制限的なルールに代えて、国際的調整というよりポジティブなビジョンを置いたことである。そしてここでは、……共同のルールと共同機関とが超国家的アイデンティティと超国家的利害とを創出し、稀少資源貿易といった利害対立を生む可能性のあるプロセスを規制するよう計画されている」（p. 239）。

者大衆の利益であるが、それが不健全な循環の一局面で、それに続いてインフレーションと投機が横行するならば、真に消費者の利益と言えるのか、と。ロイドは「消費者も〔価格の〕安定に利害をもつ」(p. 268) ことを強調したのである。そして価格の安定を重視するならば、現代における国際カルテルをいかに活用するのか、が問われることになる。サルターは、世界経済の安定を実現するうえでは国際カルテルやトラストは「活力ある構成要素」であり、政治家たちが自国の利害に基づいて関税を操作することを阻止する、と積極的に評価するのである (p. 273)。その表れが1927年ジュネーブ世界経済会議だった。同会議は貿易自由化の実施という点では失敗だったが、そこでは、国際トラストは「貿易安定化のパートナー」(p. 271) として扱われたのである¹⁸⁾。

戦後には、戦前の二者択一的な対決が姿を消し、論争はソフトになった。論争は「正しい国際貿易調整とはなにか」(p. 282) をめぐって行われることになった。トレントマンは、新国際主義の中に「新しいグローバル市民社会のための知的な種子」(p. 284) が生まれていることを認めている。

11. 第一次大戦はイギリス経済の本質、産業の構造、企業の体質、そしてそれらに対する国家のかかわりといった本質的問題をも提起した。1916年に設置されたバルフォア (Bal-four of Burleigh) 委員会は、実業界に対して産業の在り方、企業の体質について、他国との比較の中で検討するためのフォーラムを提供した。そこでの大きな方向は、旧来の輸出産業のほとんどが選択的保護を主張した

ことから分かるように保護主義への流れが強まったことだが、留意すべきは産業保護が第一で、食料関税や帝国特惠への強い支持はなかったことである。

戦争の即時の教訓は、国の安全に対するキイ産業の重要性であった。合成染料・精密機器・光学ガラス・タングステン・磁石発電装置 (マグネート) といった小産業は大産業にとって枢要な意義を持っており、しかもその供給はドイツに依存していた。政府は直ちにキイ産業育成に乗り出した。戦後においてこれらキイ産業はセーフガードを要求することになる。「これは古典的な幼稚産業 [保護] 論である」(p. 293)。キイ産業に参入した多くは、これらキイ材料の産業消費者であった。農業用エンジンを生産していた the M L Magneto Syndicate がマグネート生産に参入したのがその例である。ここでは、ドイツやアメリカ製品の自由輸入ではなくて、キイ産業への投資奨励が最良の「消費者保護」になった。「今や問題は、政府の支援といったことではなくて、最も効果的な方法は奨励金か関税か、またいかにして [完成品産業という] ユーザーの利益を保護するのかがであった」。関税改革提案においては (工業品原料への関税は提案されず) 完成工業品への関税が主張され、それが消費者への価格上昇をもたらすと批判されたが、「今や完成品産業の原材料への保護が損失ではなくて恩恵となった」(p. 294)。

産業保護のもう一つの問題はアンチ・ダンピング策だった。戦前には、消費者にとっても完成品産業ユーザーにとっても、ダンピングは安価をもたらすから利益だと自由貿易論者によって主張されたが、バルフォア委員会では、戦前の自由貿易論者のほとんどがアンチ・ダンピング策を要求するようになった。しかもその際、ダンピングは市場の確保を通じてより大きな生産性と規模の経済を保証するから、先進国産業でさえ利益を確保でき

18) 「民主主義の領域と商業の領域とのこうした和解は、ビジネス・利潤・私利に汚されない『政治の清廉さ』という、戦前の自由党の理想からの直接的で意識的な方向転換であった」(p. 42)。

るという「一種の成熟産業保護論」(p. 297)が主張された。ドイツの鋼鉄シンジケート Stahlwerksverband がモデルにされた。この連合は輸出奨励金、注文のプール制、国内市場の組織化、海外でのシェア拡大によって、企業の垂直的統合とコントロールを実現していた。

戦前には、「同族企業の自立したトップとしての企業家理念」が、自由貿易論者と保護主義者のほとんどが共有した「競争のエートスの中核」だった。関税改革論者もイギリス企業の効率性を強調し、「必要なものは [ダンピングという] 不公正な競争からの保護だけだ」(p. 298)と主張していた¹⁹⁾。だが戦争はこうした自信を揺るがした。公正な競争のもとでの敗北がありえたのである²⁰⁾。同族企

業と個人企業家のイニシャティブは戦前の地位を失った。コンビネーションが産業再生の唯一の道であると主張された。「コンビネーション・安定・合理化——これらが新たなビジネス・ポリティクスの合言葉であった」²¹⁾(p. 301)。こうしたなかでは、「関税はもはや単なる防衛的武器ではなかった。それは産業再組織化のための前提条件であった」(p. 300)。関税は、より大きな国内市場を確保し、それが規模の利益を生み、さらに投資の奨励と生産性向上、販売増加、安定的な雇用、そして産業平和をもたらすと論じられた。

戦後も維持されたマッケンナ関税、そして染料輸入規制法 (1920年)、産業保護法 (the Safeguarding of Industries Act, 1921年) は「19世紀中葉以降イギリスを支配してきた純粋な自由貿易という立場からの離脱であった」(p. 301)。しかしながら、それらは1920年代のイギリス貿易の3%に影響したにすぎない。アンチ・ダンピング策の効果も十分なものとは言えない。戦後の保護政策の進展がこのよう限定的であった一因は、「ビジネス・ポリティクスの新しいプラグマティズム」にあった。すなわちイギリスでは大陸ヨーロッパとは違って、「コーポラティスト・ポリティクス」は確立しなかった。イギリス産業

19) 関税改革論争においては、外国の補助金や不公正な競争を強調する「外因的分析」の枠組みで議論が設定されており、市場の不完全性とか企業組織を検討する「内因的分析」の枠組みはなかった。「関税改革は、イギリスの旧来の基幹産業を近代化しそれに取って代わるのではなくて、それを保持することを目指す、『産業防衛政策: [アシュレー (W. J. Ashley) 『関税問題』第5章表題] と自らを理解した」(pp. 1025, 1029)。ただしアシュレーが、ダンピングを取獲逓増法則が作用する「現代産業組織の不可避の結果」(Ashley, *The Tariff Problem*, 1903, p. 93)と理解していることを見落としてはならない。服部『自由と保護』(前掲)第9章をみよ。

20) C. マニーは1912年にすでにこう論じていた。「外国との競争からイギリス国内市場を保護するために輸入関税の賦課を主張する者は、……実際にはイギリス国民が非効率だと非難しているのである。……/つまるところ、イギリス国民が必要とする唯一の保護は効率という保護 (the Protection of Efficiency) である」。……「全体的には、イギリスの工場設備は過去最良であり、イギリスの大実業家は過去最も科学的である。ところが他国と比較した効率ということになると、残念ながらわれわれは遅れをとったことを認めざるを得ない。遺憾ながら、われ

われは、ドイツ人の科学やアメリカ人の大量生産能力を有していないという証拠があまりにたくさん存在する」。……さらに「われわれの工場職員の効率については、社会が目にする悪弊に関する国民大多数の異常なまでの無関心を見るにつけ驚愕せざるを得ない」。……「今述べた憂鬱な事態は効率とは両立しない。効率がなければ、なにをしても役に立たない」(Chiozza Money, *Things That Matter*, 1912, pp. 290 1, 293 4)。

21) 「合理化がイデオロギーを殺したというよりは、自然法によって理解され・市場の中で育まれ・同族企業の中で生育してきた個人主義的な形態のリベラル・イデオロギーを殺したのである。……合理化は政治文化における経済的自由主義の中核を堀崩した」(p. 1042)。

連合 (the Federation of British Industries) の展開が示すように、実業界は自らを独立の政治組織化することには関心を持たず、政治との分業関係を維持した。しかし1923年のポールドウィンの関税選挙の敗北が象徴するように、保護主義か自由貿易かという選択提示に対する実業界の不信は強かった。「政治家は貿易政策のすべての課題をイデオロギー崇拜に変えてしまった」。チェンバレンの関税改革提案という「高尚なイデオロギー」の代わりに、20年代に実業界が合意した保護主義は「市場シェアリング・プール化・価格協定」(p. 305) だった。

さて、1920年代には国内農業振興と輸入規制とが労働党にとって重要課題となった。労働党の自由貿易からの離脱はさらに進んだ。大戦前夜にはイギリスの小麦自給率は2割程度にすぎなかった。大戦はさらに食料供給の困難を増した。大戦終結時には、公式には労働党は自由貿易支持の立場であり、スノーデンがそれを代表した。だが、党内左派を中心に農業補助金、輸入局 (Import Board) 設置、生活賃金 (Living Wage) の要求が強まった。戦後の穀物価格崩落——戦争中政府は穀物生産法による価格保証を通じて穀作を奨励した——がもたらす農業不況を背景に、第一次労働党内閣は、ついに甜菜糖生産に補助金を与えた。農相バクストン (N. Buxton) は1924年にこう主張した。政府支援は国内砂糖生産に対して進歩と投資に必要な保障を提供する、また「[政府] 支援は自由貿易産業への道である」と。ここでは「自由貿易は出発点ではなくて、最終結果であった」(pp. 310-1)。甜菜糖生産への補助金はその後も継続され、20年代末には国内砂糖消費の四分の一が国産になったのである。

20年代中葉は党内左派 Independent Labour Party の黄金時代だった。そこでは、変動する世界経済への依存を減らす動きが強まった。戦時の食料の欠乏が「飢餓の40年代」の歴史

的記憶を遠くに追いやった。1923年にILP機関誌『ニュー・リーダー』に発表された「パンと耕地」という論説でブライルスフォード (H. N. Brailsford) は、戦前までの「過度に工業化された社会」の危機的な状態を批判し、「綿製品を輸出して小麦を輸入するという単純なプランは、一国経済を基礎づけるうえで最も不安定な体制のように見始めている」(p. 313) と論じた。ただし留意すべきは、自給自足を目指すのではない点である²²⁾。ILPの対策は、海外農業者との長期契約による大量買い付け (Bulk Buying) ならびに小麦備蓄を通じる、輸入局による食料輸入の国家コントロールであった。新国際主義者の1人ワイズ (E. F. Wise) にとっては、アメリカのトラストや社会主義国ロシアへの小麦依存という現状は、国際価格変動を考慮すれば自由輸入ではなくて輸入規制を必要とする理由となった。そして長期契約先が植民地に求められ、輸入局による大量買い付けが「関税改革論者が支持した特恵に対する代替物」(p. 315) を提供することになったのである。

[未完]

22) 『ニュー・リーダー』に発表された匿名論説から次の言葉を引用しておく。「今後のもう一度の戦争を心配して、もしくは他の理由から、穀類の生産についてはわが国を自給自足もしくはそれに近い状態にすることを目指すべきだ」という提案は、全くもって絶望的な救済案であり、残念ながら受入れることはできない。それを想像することは可能だが、恐るべきコストを国富にかけるだけである」([Realist], How to stop the Wheat Gamble: A Policy for Farmers and Consumers, *The New Leader*, August 24, 1923, p. 6)。